

改正

平成26年12月24日教委告示第24号

平成30年2月21日教委告示第5号

令和4年3月22日教委告示第10号

佐久市芸術文化活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐久市文化振興計画に基づき、芸術文化活動の普及と充実に図り、市民が様々な芸術文化に触れる機会を拡充するため、市内の団体が行う芸術文化活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に活動拠点を有し、かつ、市民が含まれる団体であること。

(2) 代表者が明らかであり、かつ、その者が成人であること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が主催し、市内において市民を対象として行う芸術文化に関する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 本市の他の補助金の交付を受けていないこと。

(2) 補助金の交付の申請をした日の属する年度の末日までに完了する事業であること。

(3) 特定の個人又は団体に対して行う事業でないこと。

(4) 学校が主催する事業でないこと。

(5) 政治的活動又は宗教的活動を目的とした事業でないこと。

(6) 営利を目的とした事業でないこと。

(7) チャリティーを目的とした事業でないこと。

(8) 公序良俗に反する事業又はそのおそれのある事業でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

(1) 会場使用料

(2) 舞台設備等の借上料

(3) 演奏者、上演者、講演者等（以下「演奏者等」という。）への謝礼

(4) 演奏者等の交通費及び宿泊費

(5) 広告宣伝費及び印刷製本費

(6) 前各号に掲げるもののほか、佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が事業の実施に必要と認めたもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額（以下「算出額」という。）と補助対象事業による収入額との合計額が、事業実施に必要な経費の額を上回るときは、その差額を算出額から差し引いた残りの額を補助金の額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐久市芸術文化活動事業補助金交付申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、佐久市芸術文化活動事業補助金実績報告書（様式第2号）を教育委員会へ提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書の提出期限は、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(交付請求)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、佐久市芸術文化活動事業補助金交付請求書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日教委告示第24号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月21日教委告示第5号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年3月22日教委告示第10号）

この要綱は、告示の日から施行する。